



東京たま広域資源循環組合監査委員告示第 1 号

平成 28 年 2 月 10 日付け住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、請求人に対する通知文を次のとおり公表する。

平成 28 年 10 月 27 日

東京たま広域資源循環組合  
代表監査委員 尾崎 正 男



監査委員 土屋 健 一



本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、請求書にその要旨（具体的行為や事実）を記載し、それを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

しかし、本件請求は、財務会計行為に関する具体的な記述がなく、事実を証する書面も添えられていないことから、監査の対象とすべき事実が特定できません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。